

議案第91号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和8年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例

(芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(芽室町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 芽室町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。)の利用 開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「若しくは北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）」を加える。

(芽室町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 芽室町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（北海道が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、関係条例を整理しようとするものであります。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例

新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>(芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正) (特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>(2)～(4) 一略一</p> <p>2 一略一 (虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子ども</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下<u>この号及び次号において</u>「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>(2)～(4) 一略一</p> <p>2 一略一 (虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子ども</p>

改正案	現 行
<p>に対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例

新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行		
<p>(芽室町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正) (虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 一略一</p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 一略一</p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">児童相談所等における乳児又は</td> <td style="width: 50%;">利用乳幼児に対する利用開始時</td> </tr> </table>	児童相談所等における乳児又は	利用乳幼児に対する利用開始時	
児童相談所等における乳児又は	利用乳幼児に対する利用開始時		

改正案		現 行				
<table border="1"> <tr> <td>幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td> <td>の健康診断</td> </tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td> <td>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table>	幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断		
幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	の健康診断					
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断					
<p>3・4 一略一 （職員）</p> <p>第23条 一略一</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士若しくは<u>北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）</u>又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>（1）・（2） 一略一</p> <p>3 一略一</p>		<p>3・4 一略一 （職員）</p> <p>第23条 一略一</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>（1）・（2） 一略一</p> <p>3 一略一</p>				

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例

新旧対照表（第3条関係）

改正案	現 行
<p>(芽室町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士 <u>(北海道が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)</u> の資格を有する者</p> <p>(2)～(9) 一略一</p> <p>4・5 一略一</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<b>法第33条の10第1項各号</b>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2)～(9) 一略一</p> <p>4・5 一略一</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<b>法第33条の10各号</b>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例

新旧対照表（附則関係）

改正案	現 行
<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	